

緊急避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書

災害時に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）の運営を行う文京区（以下「甲」という。）と都立公園等の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難者（緊急避難場所となる都立公園等に避難する区民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等をいう。以下同じ。）対応等に必要で連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の区域内で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、緊急避難場所となる当該区域内の都立公園等において、甲が行う緊急避難場所の運営に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（対象都立公園等）

第2条 本協定の対象となる都立公園等（以下「当該公園等」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 災害時に緊急避難場所となる当該公園等において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に緊急避難場所の運営ができるよう、当該公園等の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う緊急避難場所の運営に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議の上、確認書により定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の解釈に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和3年3月31日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
乙 東京都建設局
代表者 建設局長 中島 高志

別表（第2条関係）

対象都立公園等

番号	名称	所在地
1	小石川後楽園	文京区後楽一丁目6番6号
2	六義園	文京区本駒込六丁目16番3号